

# 「BMW Motorradスマートフォン補償〔通信端末修理費用保険(商品付帯)〕」サービス約款

本特典は、「BMW Motorrad CARE」保証書(以下「保証書」といいます。)に記載された車台番号の自動車(以下「対象自動車」といいます。)の所有者に対する、BMW Motorrad CARE(以下「本サービス」といいます。)に付帯した特典として、以下の「BMW Motorrad〔通信端末修理費用保険(商品付帯)〕」サービス約款(以下「本特典約款」といいます)の条項に基づき引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者をビー・エム・ダブリュー・ジャパン・ファイナンス(株)(以下「弊社」といいます。)、お客さまを被保険者とする通信端末修理費用保険による補償を提供することをお約束するものです。

## 第1条【本特典の提供条件】

弊社は、弊社が提供するBMW Motorrad CAREの加入者(以下「お客さま」といいます。)に対して、本特典を提供いたします。なお、お客さまが法人の場合、本特典の被保険者は、当該法人の「代表者個人」といたします。

## 第2条【本特典の内容】

日本国内においてお客さま(個人または法人)が所有し、使用する以下の無線通信機能が内蔵された通信端末機器(以下「対象端末機器」といいます。)が偶然な事故により外装の破損、損壊、水濡れ、故障等により生じた損害について、その修理に要した費用、または盗難等による修理不能損害の交換費用を補償します。

※お客さまが個人の場合、お客さまが所有し、お客さまと生計を同一にする同居の親族(2親等以内)および別居の未婚の子が使用するスマートフォンを含みます。

※お客さまが法人の場合、当該法人が所有し「代表者個人」が使用するスマートフォンおよび「代表者個人」が所有するスマートフォンといたします。

(1)対象端末機器とは以下とします。

スマートフォン

ただし、以下の条件を満たすものに限りです。

- ①初度登録日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している通信端末機器
- ②日本国内で発売されたメーカーの正規品である通信端末機器
- ③日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国で購入可能な通信端末機器
- ④対象端末機器は、初度登録日時点で、メーカー発売日から5年以内の製品であるか、またはメーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、初度登録日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明がとれる通信端末機器とします。
- (2)(1)の対象端末機器には、次のいずれかに該当するものを含みません。
  - ①対象端末機器の周辺機器・付属品・消耗品(ACアダプター、ケーブル、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、その他類似機器・製品等)
  - ②中古製品として購入された通信端末機器
  - ③対象端末機器内のソフトウェア
  - ④レンタル・リースなどの賃借の目的となっている通信端末機器
  - ⑤過去に当該対象端末機器のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされたもの
  - ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である通信端末機器
  - ⑦日本国外のみで販売された通信端末機器
- (3)対象端末機器は事故が発生した時に特定し、対象端末機器として登録されます。
- (4)機種変更等により前条で登録された対象端末機器に変更がある場合は、所定の書式をもって引受保険会社に届出するものとします。
- (5)お客さまが対象端末機器を譲渡した場合には、その事実が発生した時にその対象端末機器に対する効力を失います。

## 第3条【他の同種の補償との重複】

本特典サービスは同一の事故において、対象端末機器がメーカー保証、キャリアによる補償制度等(以下、「他の補償制度」といいます。)と重複して利用することはできません。重複する場合は他の補償制度による補償を優先することとします。

## 第4条【本特典の限度額】

(1)本特典は、以下に定める限度額(年間)を上限(税込金額)として提供します。

修理可否	サービス限度額(年間)	お客さま負担額
修理可能な場合*1	100,000円	0円
修理不能の場合*2	50,000円	0円

\*1:修理費用には有償交換の場合も含まれます。

\*2:50,000円を上限として、購入価格の50%をお支払します。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等機器を再購入された場合は、5万円を上限として再購入価格の50%をお支払します。

(2)本特典の提供にかかる費用が上記限度額を超える場合、当該超過部分の費用についてはお客さまのご負担となります。

(3)他の補償制度から補償される損害に対しては、本特典を提供しません。

#### 第5条【本特典の対象期間】

- (1) 本特典の対象期間は本サービス対象自動車の自動車検査証上の初度登録日の午前0時から、1年後の応当年月日前日午後12時までとします。
- (2) 前項にかかわらず、次のいずれかの場合には、サービス対象期間内であっても本サービスは失効します。
  - ① 対象自動車が全損・廃車になった場合
  - ② お客さまが対象自動車の使用者でなくなった場合（譲渡等）
  - ③ 対象自動車が日本国外に持ち出された場合

#### 第6条【本特典の提供回数】

本特典の提供は、本特典対象期間中1回に限るものとします。

#### 第7条【本特典のご利用方法】

メーカーまたは修理店での修理手続き対応、また引受保険会社であるさくら損害保険株式会社への保険金請求につきましてはお客さまご自身で行っていただきます。

#### 第8条【免責条項（本特典を提供できない主な場合）】

以下に該当する場合には、事故の日がサービス提供対象期間中であっても本サービスを提供しません。

- (1) 被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 被保険者と同居するもの、被保険者の親族・法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 台風・旋風・暴風、洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の風水災による損害
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (6) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (8) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出ができない場合
- (9) 被保険者が本特典第1条（本特典の提供条件）で規定する本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (10) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- (11) 保険責任開始日前もしくは終了後に生じた対象端末機器の損害
- (12) 対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSEマークを取得していない通信端末機器の場合
- (13) 対象端末機器を被保険者が家族・知人等の個人から、またフリーマーケット・オークション等から購入・譲受した場合
- (14) 対象端末機器が、本サービス購入者以外の者が購入した端末であった場合
- (15) 対象端末機器を被保険者以外の者が使用している場合
- (16) 対象端末機器にかかった修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (17) 国外で生じた損害
- (18) 中古製品として購入された通信端末機器の損害
- (19) 紛失・置き忘れ、またはその間に生じた損害
- (20) 自然の消耗・劣化、変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、ねずみ食い・虫食いその他類似の事由
- (21) 核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害物質による損害
- (22) 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業場上の過失または技術の拙劣
- (23) 購入から1年以内のメーカーの瑕疵
- (24) 詐欺または横領
- (25) ソフトウェアに起因する損害

#### 第9条【本特典の適用地域】

本特典は、日本国内においてのみ有効です（日本国内の事故、修理の提供に限ります）。

#### 第10条【本特典約款の改定】

弊社は、本特典約款を予告なくいつでも変更することができるものとし、変更後の提供内容・条件を含めた新特典約款が適用されるものとします。

#### 第11条【本特典提供の中止】

弊社は3ヶ月の予告期間をもってお客さまに通知の上、本特典の提供を中止、終了することができます。

#### 第12条【個人情報の取扱および第三者提供】

(1) 弊社は本特典に関して収集したお客様の個人情報（以下「個人情報」といいます）は本特典の履行及び運営・管理の目的のため、また弊社の「ローン事業」「リース事業」「カード事業」「保険事業」その他の弊社の定款に記載されている事業における以下の目的のために利用することがあります。

- ① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ② 市場調査、商品開発
- ③ 宣伝物・印刷物の送付、営業案内

なお、弊社の具体的な事業内容については、弊社のホームページに掲載しております。

(2) 弊社は、本特典の履行のために、提携損害保険代理店、提携損害保険会社、ビー・エム・ダブリュ株式会社に対し、本特典に関する個人情報を提供させていただきます。弊社の個人情報の取扱いに関しては弊社のプライバシーステートメントをご参照ください。

(<https://www.bmw.co.jp/ja/footer/about/privacy-statement.html>)

#### 第13条【合意管轄裁判所】

本特典に関して、弊社とお客さまとの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。